

産業建設常任委員会資料
都市安全部 防犯交通安全課

議案第 83 号

宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 概要説明

1. 条例改正の目的

- (1) 自転車事故は全年齢で発生しており、自転車死亡事故での損傷部位は頭部が 50% を占めていることから、年齢に関わりなく自転車利用者のヘルメット着用に努めるよう改正し、交通事故による被害の軽減を図る。
- (2) 自転車保険への加入について、市条例の内容を削除し、県条例との整合性を図る。
- (3) 市が自転車の安全利用教育の実施を推奨するとともに、その実施に協力するよう努めなければならない施設について、認定こども園等を明記し、文言の精査を行う。

2. 市内の自転車事故の推移

平成 27 年まで人身事故、自転車が関係する交通事故とともに減少傾向にありましたが、平成 28 年から事故件数が再び増加傾向にあります。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人身事故件数	985	840	729	631	633	753
うち自転車事故件数	240	193	163	138	142	197
その割合	24.4%	23.0%	22.4%	21.9%	22.4%	26.2%

3. 県内の自転車乗車中死者の主要損傷部位

県内の平成 28 年中の自転車乗車中死者は、30 人でした。そのうち、損傷主部位が頭部の方は 15 人で 50.0% を占めました。このうち、高齢者は 10 人で 67% でしたが、高齢者以外の年齢層でも 5 人で 33% を占めました。

	幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者	その他	合計
全損	0	0	0	0	1	0	1
頭部	0	0	1	0	10	4	15
頸部	0	0	0	0	4	0	4
胸部	0	1	0	0	3	2	6
腹部	0	0	0	0	0	1	1
腰部	0	0	0	0	1	0	1
窒息等	0	0	0	0	1	1	2
合計	0	1	1	0	20	8	30

4. 改正内容

上記を踏まえ、主に次の3項目について、改正を行います。

- (1) 自転車を利用するときは、全年齢でヘルメットの着用に努めるものとします。
- (2) 県条例で自転車保険への加入が義務づけられたことに伴い、加入に努めるとしている市条例の内容を削除します。
- (3) 市が自転車の安全利用教育の実施を推奨するとともに、その実施に協力するよう努めなければならない施設について、認定こども園等を追加します。